

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和 7 年10月28日付けで公告した令和 7 年度空中写真撮影及びデジタルオルソ作成業務（A 地区）、同（B 地区）及び同（C 地区）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の執行及び契約の締結について、競争入札に参加する者（以下「参加者」という。）及び契約締結者が遵守すべき事項を定めるものである。

1 入札に付する事項

(1) 業務名称

ア 令和 7 年度空中写真撮影及びデジタルオルソ作成業務（A 地区）

イ 令和 7 年度空中写真撮影及びデジタルオルソ作成業務（B 地区）

ウ 令和 7 年度空中写真撮影及びデジタルオルソ作成業務（C 地区）

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

2 入札に際して遵守すべき法令等

参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第15号）及び入札心得（平成 9 年茨城県告示第1141号）を遵守しなければならない。

3 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札の参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条に基づく測量業の登録を受けていること。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

(6) 過去 3 年以内に、公共測量として、FMC装置及びGNSS/IMUを搭載したデジタル航空カメラによる空中写真撮影並びにその測量成果を用いて、デジタルオルソ整備を行った実績を有する者であること。

(7) 本業務で使用するデジタル航空カメラを保有していること。

(8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を、本業務に配置できること。

ア 空間情報総括監理技術者の資格を有する者であること。

イ 過去 3 年以内に、(6)に掲げた事業の経験を有する者であること。

(9) 本業務実施部門において情報セキュリティマネジメントシステム（ISO 27001）の認証及

びプライバシーマーク（JIS Q15001）を取得していること。

4 入札等

- (1) 参加者は、別添の仕様書、契約事項、添付書類等を熟知の上入札に参加しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 参加者は、次に掲げる事項を記載した入札書（様式第3号）を直接に提出しなければならない。

ア 入札に付される件名

イ 入札金額

ウ 参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は主たる事務所の所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は主たる事務所の所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の職氏名等及び押印

- (3) 入札執行の日時及び場所は、以下のとおりとする。

①日時

ア 令和7年度空中写真撮影及びデジタルオルソ作成業務（A地区）

令和7年11月14日（金）午前10時10分

イ 令和7年度空中写真撮影及びデジタルオルソ作成業務（B地区）

令和7年11月14日（金）午前10時30分

ウ 令和7年度空中写真撮影及びデジタルオルソ作成業務（C地区）

令和7年11月14日（金）午前10時50分

②場所

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県庁舎行政棟1階 入札室3

- (4) 参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正箇所には訂正線を引き押印しなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (5) 参加者又はその代理人は、その入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることができない。
- (6) 参加者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の理由により、入札に係る手続を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、手続を延期し、又はこれを中止することがある。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 開札は、参加者又はその代理人が出席して行うものとする。参加者の代理人が出席する場

合には入札権限に関する委任状（様式第4号）を提出しなければならない。

- (9) 入札室には、参加者又はその代理人並びに入札事務に関係のある職員及び前号の立会い職員以外の者は入室することができない。
- (10) 参加者又はその代理人は、開札時刻経過後に入札室へ入室することができない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終了時まで入札室を退室することはできない。
- (11) 入札室において、次のいずれかに該当する者は、入札室から退去させることがある。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (12) 参加者又はその代理人は、本入札について他の入札者の代理人となることができない。
- (13) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととする。
- (14) 再度入札は、1回とする。
- (15) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することが出来ない。
- (16) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低の価格をもって申込みをした者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

5 入札の無効

本件の入札公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則第148条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

6 落札者の決定

- (1) 茨城県財務規則第146条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

なお、参加者又はその代理人がくじを引くことができないときは、当該入札者に代わって、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

- (3) 落札者が、8(1)までに契約書の取り交わしをしないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から5日以内に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書の作成にあたっては、当該契約の相手方となる者が契約書2通に記名押印し、茨城県市町村共同システム整備運営協議会会長（以下「協議会会長」という。）は当該契約書の送付を受けて当該契約書に記名押印し、うち1通を契約の相手方に送付するものとする。

- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとする。
- (4) 本契約は、協議会会長が契約の相手方とともに契約書に記名押印して成立するものとする。

9 契約の内容

別添の契約書（案）のとおり

10 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）を、以下に示す場所に令和7年11月6日（木）午後5時までに提出しなければならない。（令和7年度空中写真撮影及びデジタルオルソ作成業務(A地区)、同(B地区)及び同(C地区)の全て又は複数を対象に入札参加する場合であっても、競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び入札権限に関する委任状（様式第4号）は1通の提出で差し支えない）

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

また、競争入札参加資格の確認結果は、競争入札参加資格確認通知書（様式第2号）により、令和7年11月12日（水）午後5時までに通知する。（複数の業務に入札参加する場合であっても、競争入札参加資格確認通知書（様式第2号）は1通で通知するものとする）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県政策企画部情報システム課内
茨城県市町村共同システム整備運営協議会事務局

電話 029-301-2546

E-mail johoh4@pref.ibaraki.lg.jp

11 入札に関する質問・回答

(1) 質問の方法

この入札に関する質問は、電子メールにより、10に掲げる担当あてに行うこと。

(2) 質問期限

令和7年10月31日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

令和7年11月4日（火）午後5時までに、電子メール等により一括回答する。

12 その他必要な事項

- (1) 落札者が指定期日までに契約を締結しない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置をとられることがある。
- (2) 参加者又は契約の相手方が本件入札に要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件に関しての照会先は、10のとおりとする。